

安全運転管理者・副安全運転管理者の手続きについて

● 選任基準

【安全運転管理者】

乗車定員が11人以上の自動車が1台以上、または自動車5台以上を業務で使用する場合

【副安全運転管理者】

20台以上の自動車を使用している事業所
20台につき1人選任しなければなりません。

- ① 1 自動車台数が20台～39台なら、副安全運転管理者数1人
- ① 2 自動車台数が40台～59台なら、副安全運転管理者数2人



● 資格要件

【安全運転管理者】

- 20歳以上の方
※副安全運転管理者が選任されている場合は30歳以上の方
- 車両管理を含む安全運転管理の経験か、総合的な管理職の経験が2年以上ある方
- 過去2年以内に悪質な違反歴がない方

【副安全運転管理者】

- 20歳以上の方
- 車両管理を含む安全運転管理の経験が1年以上ある方か、自動車の運転期間が3年以上ある方
- 過去2年以内に悪質な違反歴がない方

● 届出の種類

	届出の種類	届出内容	必要書類 (次ページ参照)
①	『選任』	新規に届出する場合 ① 例 今まで届出したことがない場合や、保有台数の増加により選任基準を満たした場合	① ~ ⑤ (全ての書類が必要)
②	『改任』	安全運転管理者が交代する場合	※「改任」で同一事業所内での正副の場合のみ、④⑤は不要
③	『解任』	事業所として安全運転管理者の届出を辞める場合 ① 例 選任基準を満たさない保有台数に減少した場合や、事業所が閉鎖した場合など	①のみ
④	『変更』	『改任』以外の項目に変更がある場合 ① 例 事業所名の変更(支店名等含む)、事業所所在地の変更(ビル名等含む)、届出者の変更など	

● 届出の方法～電子申請が出来るようになりました！

【警察署へ届出】～郵送不可

中央警察署管内(中央区の一部)に所在する事業所様～中央警察署交通第一課企画係へ
それ以外に所在する事業所様～管轄する警察署の交通課へ

※ 中央区内は、警察署の管轄が3つに分かれています。当ページ内「〇警察署の管轄について」からご確認ください。

【電子申請】～全ての届出が可能です。

下記必要書類①②③はExcel版でダウンロードし入力、④⑤はPDFに変換。
警察行政手続きサイトから申請。(詳細は下記「電子申請による届出について」を参照)



必要書類～全ての必要書類を揃えてから申請を。

① 安全運転管理者等に関する届出書（3枚1組）

② 履歴書

③ 職務運転経歴証明書

④ 運転免許証の写し(両面)又は住民票

必要書類の①～③は、様式が決まっています。

用紙は、中央警察署交通第一課の窓口で配布、又は中央警察署ホームページからダウンロード出来ます。

○ 運転免許証の両面の写し（※ 現住所地在記載されている運転免許証の写し）

- ・ 現住所地在記載されている状態の運転免許証の写しをお持ち下さい。

転居されている方は、必ず住所変更を済ませた後にコピーをお持ちください。

（道路交通法第94条第1項で、「免許証の記載事項に変更を生じた時は、すみやかに住所地在管轄する公安委員会に届け出て、変更事項の記載または記録を受けなければならない」と定められています。）

○ 住民票

- ・ 発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。
- ・ 抄本（個人のみ住民票）でかまいません。
- ・ 謄本（世帯全員掲載されたもの）を取得した際は、世帯全員分の提出が必要です。
※謄本をバラバラにして管理者個人のみを提出することは出来ません。
- ・ 個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの
- ・ 住民票を提出する場合で、単身赴任等の理由から住民票の住所地和現在居住する住所地在異なる場合は、住民票のほかに、事業所が作成した「居住証明書」を添付してください。※該当する方は、お問い合わせ下さい。

⑤ 運転記録証明書（自動車安全運転センターで証明書を発行）

- 証明日から原則3ヶ月以内のもの
- 過去3年または5年の交通違反・交通事故及び運転免許の行政処分の記録証明です。
- 取得方法は二通りあります。

① 自動車安全運転センターへ直接申込み

- ・ 北海道警察本部内(北2条西7丁目)に所在
- ・ 手数料670円（原則本人申請）
- ・ 申込み後、取得までに約3日

② お近くの郵便局で申込み

- ・ 手数料670円+振込手数料
- ・ 取得までに約10日(郵送されます)

申込みについてのお問い合わせは、
直接、自動車安全運転センターへ

 011-219-6615

《 届出に関する問合せ先 》

※ 中央署管内以外の事業所様は、事業所を管轄する警察署にお問い合わせください。

札幌市中央区北1条西5丁目4番地
中央警察署交通第一課企画係
電話242-0110(内線4114)
受付時間：平日8時45分～17時30分

届出先「事業所所在地を管轄する警察署」

間違えて来署される方が多数いらっしゃいます。
必ず、事前に届出先を確認のうえ、お越しください。

※ 間違えて来ていただいても、受理できません。

※ 基本は、各区→各警察署の管轄(例:北区→北警察署)
例外:中央区→中央/南/西警察署、清田区→豊平警察署



各警察署の管轄・連絡先は、
北海道警察のHPにてご確認ください。

▶ 電子申請による届出について

準備 ～様式をダウンロードし、その他必要書類を揃える

- ◆ 選任・改任の場合
 - ・ 必要書類④⑤を揃え、スキャンしPDFで保存
 - ・ 必要書類①②③の様式をHPからExcel版でダウンロードし、入力・保存
- ◆ 変更・解任の場合～必要書類「安全運転管理者に関する届出書」
 - ・ 必要書類の様式をHPからダウンロード(Excel版)し、入力・保存



☆ 様式のダウンロードについて

札幌方面中央警察署HP(※ 当ページで記載例を参照してください)

- トップページから申請手続き、申請・各種手続き・窓口案内
- 安全運転管理者の更新
- 下の方へスクロールし、**記載例を参照**、各種様式の北海道警察HPへのリンクをクリック
- **[17.安全運転管理者・副安全運転管理者 >>詳細]**からダウンロード

☑ 最終チェック

必要書類全て揃え、必要項目を入力し、対応している形式で保存しているか

○ 選任・改任は5種類(6種類の場合あり)

- ① 安全運転管理者等に関する届出書
(「控」・「乙」・「甲」シート同じ内容を入力)
- ② 履歴書
- ③ 職務運転経歴証明書
- ④ 運転免許証(両面) or 住民票
(運転免許証添付の場合、運転免許証の住所が現住所か確認)
- ⑤ 運転記録証明書
- ⑥ 居住証明書…該当者のみ
(住民票添付の方で、住民票の住所が現住所と違う場合は必要)

記載例をよく見て入力してください。
入力もれ・入力間違い要確認！
不明点は電話で問い合わせを。

○ 変更・解任は1種類のみ

- 安全運転管理者等に関する届出書
(「控」・「乙」・「甲」シート同じ内容を入力、変更以外の項目も全て入力)



電子申請・手続き

北海道警察HP→申請・手続き→電子申請手続き→『警察行政手続サイト』による手続き
警察行政手続サイト

- 申請・手続一覧
- 「道路交通法関係(安全運転管理者制度)」
- 該当する届出項目をクリック(「改任」の届出の場合は、選任の届出)
- 右下「申請・届出開始」
- ワンタイムURL発行画面で、「氏名か名称」「メールアドレス」を入力・送信
- メール受信しURLへアクセス(15分以内)
- 1 必要事項を入力
(電話番号を入力、「北海道」を選択、中央署管内の場合は「中央警察署」を選択)
- 2 必要書類の添付～必須と書いていなくても必要書類全て添付(要注意!!!)
※ 選任と改任の場合は5種類(6種類の場合あり)、変更・解任は1種類
- 入力内容確認をクリック
- 内容確認し、送信をクリック
- 完了!!

手続き完了後

不備等ある場合は、電話連絡いたします。警察署で受理後、約3週間後までに安全運転管理者証を正・副安全運転管理者ご本人様宛で会社の住所に送付しますので、保管をお願いいたします。

安全運転管理者等法定講習について

年度ごとに1度受講していただきます。ご案内は講習の約2週間前までに会社へ送付しますので、受講できない場合は事前にご連絡をお願いします。